

被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ
(農林水産関係)

令和8年8月27日
農 林 水 産 省
環 境 省
総 務 省

令和8年熊本地震は、農地・農業用施設、農業用機械、漁港等の損壊、山腹崩壊等が発生し、地域の農林水産業に甚大な被害をもたらしている。こうした中、被災された農林漁業者の方々が一日も早い生業の再建に取り組めるよう、以下の対策を速やかに講じる。

1 災害復旧事業の促進

- (1) 農地・農業用施設、共同利用施設、山林施設及び漁港施設等の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、MAFF-SAT（農林水産省サポート・アドバイsteam）等の現地への派遣による技術的支援等を行いつつ、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。
- (2) 農地・農業用施設、共同利用施設、林道及び漁港施設等の公共土木施設の災害復旧事業を対象として「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、机上査定上限額の引上げ等による災害査定の効率化を実施。

2 共済金等の早期支払等

- (1) 農業保険について、関係団体に以下のとおり要請済み。
 - ① 農業共済の加入者に対する被害の早期査定と共済金の早期支払及び共済掛金の払込期限の延長等
 - ② 収入保険の加入者に対する無利子のつなぎ融資の周知及び保険料等の納付期限の延長等
- (2) 漁業共済・漁船保険について、被害の早期査定と共済金等の早期支払を関係団体に要請済み。

3 災害関連資金の特例措置

- (1) 被災農林漁業者等の運転資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。
 - ① 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600 万円又は年間経営費等の12分の6」から「1200 万円又は年間経営費等の12分の12」に引上げ

- ② 農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金等の災害関連資金に係る貸付当初5年間の金利負担軽減（2%）等
 - ③ 日本政策金融公庫資金（災害関連資金）の実質無担保・無保証人での貸付け
 - ④ 農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会等の債務保証の実質無担保・無保証人での引受け及び引受当初5年間の保証料を免除
- （2）被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。
- ① スーパーL資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金等の災害関連資金に係る貸付当初5年間の金利負担軽減（2%）等
 - ② 日本政策金融公庫資金（災害関連資金）の実質無担保・無保証人での貸付け
 - ③ 農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の80%又は1施設300万円（特認600万円）」から「負担額の100%又は1施設1200万円」に引上げ
 - ④ 農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会等の債務保証の実質無担保・無保証人での引受け及び引受当初5年間の保証料を免除
- （3）このほか、被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるよう、関係金融機関に以下のとおり要請済み。
- ① 新規融資に際しての円滑な融通
 - ② 既往融資に関して、償還猶予などの適切な措置

4 農業用機械・施設、共同利用施設等の再取得・修繕への支援

- （1）農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）を発動し、農業用機械・施設の再取得・修繕に要する経費及び再建の前提となる倒壊した農業用ハウス等の撤去に要する経費を助成。（別紙参照）

今回の地震により地域の基幹産業である農業が甚大な被害を受けているとともに、農業者の生活基盤も甚大な被害を受けていることに鑑み、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期すため、以下のとおり、地方公共団体の復旧支援を後押しするための特例的な措置を講ずる。

- ・ 農業用機械・施設の再取得・修繕について、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者に対して補助率を引き上げて事業費の2分の1を支援。
- ・ 農業用ハウスについては、園芸施設共済加入の場合は共済金の国庫相当額を合わせて事業費の2分の1相当（共済非加入の場合は、共済加入者への補助率が上限）を支援するほか、農業用ハウスの補強に要する経費を助成。
- ・ 再取得・修繕の場合に、併せて自己負担で規模拡大等を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。

- ・ 農業用ハウス等の撤去については、地方公共団体が費用負担することを前提に助成。市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得るが、農業者が速やかに撤去し経営を再建しようとする場合には、本事業の利用が可能。

(2) 被災した共同利用施設（集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、乳業工場、食肉処理施設、家畜市場等）や卸売市場等の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。（別紙参照）

被災した共同利用施設の再編集約・合理化に要する経費を助成。（別紙参照）

(3) 被災した家畜保健衛生所及び病虫害防除所の設備の復旧・整備に要する経費を助成。

5 営農再開に向けた支援

(1) 早期営農再開に必要となる種子・種苗の購入、農作業委託等に要する経費を助成。（別紙参照）

(2) 被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスの設置に必要な資材導入や農業機械等のリース導入に要する経費を助成。（別紙参照）

(3) 被災した集出荷施設等における簡易な補修、手作業による選果、他の集出荷施設等への農産物の輸送に要する経費を助成。（別紙参照）

(4) 被災した果樹農家の経営継続を支援するため、落果に伴う病害の発生・まん延防止や被災に伴う樹勢低下からの回復に要する経費を助成。

(5) 被災したいぐさ農家の経営継続を支援するため、いぐさ原草や織機等の機械の周辺製織作業場への輸送、共同製織作業場の確保に要する経費を助成。

(6) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、以下のとおり対応。

- ① 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)、鶏卵生産者経営安定対策事業における生産者積立金の納付猶予や肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限の延長等
- ② 経営悪化で負債償還に支障が生じた経営体に対し、緊急的に資金を援助

(7) 被災した畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。

- ① 簡易畜舎の整備、畜舎や機械等の簡易な補改修、土砂・がれき等の撤去、代

替飼料の購入、乳房炎治療、発電機や揚水ポンプの借り上げ等に要する経費を助成

② 被災家畜の避難・預託、繁殖用の牛・豚の再導入を支援

③ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援

(8) 被災した畜産農家等の地域ぐるみでの経営再開、体質強化を進める取組（施設の整備、機械の導入等）に要する経費を助成。

(9) 就農支援関連事業については、被災により農作業を行えない場合、復旧作業を研修や農業生産等の従事日数に加えられること、一定の研修や農業生産等の従事日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、交付期間を延長することができる等の取扱いについて周知。

6 農地・農業用施設等の早期復旧等の支援

(1) 余震や今後の豪雨等により、ため池等の農業水利施設等が損壊し人命・農地等に被害発生が想定される被災地域において、施設の機能を診断する、又は今後の災害を未然に防止するために緊急的に必要な点検・調査、補修等の対策を支援。

(2) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の集落による補修を支援。

(3) 被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備を支援。

(4) 被災地における農家の負担軽減を図るため、土地改良事業の農家負担金に対して利子助成を実施。

(5) 震災の影響を受けた地域において、農地や農業用施設の復旧と一体的に行う農地の大区画化や水管理の効率化、排水能力の向上等を支援。

7 林野関係被害に対する支援

(1) 被災した山林施設等の早期復旧に向け、MAFF-SAT等の現地派遣、机上査定上限額の引上げ等による災害査定の効率化を実施。

(2) 長崎県の眉山において、航空レーザ計測により、地震に伴い発生した不安定土砂量を詳細に把握・分析するとともに、眉山を始め、被災した山地等を早期に復旧。

(3) 今後の豪雨等による災害発生の危険性が高い荒廃地における治山対策・森林整備を支援。

- (4) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備や毀損した施設の撤去等を支援。(別紙参照)
- (5) 販売先の被災による製紙用チップや輸出用原木等の滞留解消を図るため、新たな販売先の確保に向けた支援を行う。
- (6) 被災した林業者・木材産業者の円滑な資金繰りの確保に向け、以下のとおり対応。
- ① 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600 万円又は年間経営費等の 12 分の 6」から「1200 万円又は年間経営費等の 12 分の 12」に引上げ（再掲）
 - ② 農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の 80%又は1施設 300 万円（特認 600 万円）」から「負担額の 100%又は1施設 1200 万円」に引上げ（再掲）
 - ③ 被災した林業者が借り入れる農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金等の災害関連資金（日本公庫資金）を貸付当初 10 年間の金利負担軽減（2%）
 - ④ 被災した林業者が借り入れる災害関連資金（日本公庫資金）について、実質無担保・無保証人で貸付け
 - ⑤ 被災した林業者・木材産業者が農林漁業信用基金の債務保証を活用して民間融資機関から資金を借り入れる際、引受当初 5 年間の保証料を免除
- (7) このほか、被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるよう、関係金融機関に以下のとおり要請済み。(再掲)
- ① 新規融資に際しての円滑な融通
 - ② 既往融資に関して、償還猶予などの適切な措置

8 水産関係被害に対する支援

- (1) 漁港等の復旧に向けて、以下のとおり対応。
- ① 被害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等を実施
 - ② 災害復旧と連携した漁港施設用地の機能回復・強化対策を実施
- (2) 養殖業の再開に向けて、被災した養殖施設の復旧及び強靱化等に向けた資機材の導入や、地域ぐるみで行う乾燥機の復旧を支援。
- (3) 産地市場、加工施設の再建に向けて、以下のとおり対応。
- 被災した漁業者等の共同利用施設等（荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設、養殖施設、種苗生産施設等）の整備や整備に伴う撤去を支援（別紙参照）

(4) 漁業者等の金融対策について、以下のとおり対応。

- ① 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600 万円又は年間経営費等の 12 分の 6」から「1200 万円又は年間経営費等の 12 分の 12」に引上げ（再掲）
- ② 農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の 80%又は1 施設 300 万円（特認 600 万円）」から「負担額の 100%又は1 施設 1200 万円」に引上げ（再掲）
- ③ 被災漁業者等を対象として、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付当初5年間の金利負担軽減（2%）
- ④ 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金（日本公庫資金）を実質無担保・無保証人で貸付け
- ⑤ 漁船建造資金や漁協の復旧資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための漁業信用基金協会等に対する支援

(5) このほか、被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるよう、関係金融機関に以下のとおり要請済み。（再掲）

- ① 新規融資に際しての円滑な融通
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの適切な措置

9 食品事業者に対する支援

被災した食品事業者に対しては、中小企業庁と連携し、事業再建に向けた取組を支援。

10 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、生活環境保全上支障がある場合、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、環境省ホームページで公表する「災害関係業務事務処理マニュアル」等で市町村廃棄物担当部局に周知。

11 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

※ 1の(1)、4の(1)及び(2)、6の(2)、7の(2)～(4)、8の(1)及び(3)等については、関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、これらの対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応する。

(別紙)

農業用機械・施設、共同利用施設等の再取得・修繕等の事前着工等における 留意事項

農業用機械・施設、共同利用施設等の再取得・修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設等の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類
- (3) 種苗購入や資材購入、他の集出荷施設等に農産物の輸送等を行った場合の発注書、納品書、請求書などの書類

<関係事業>

- 農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）
- 強い農業づくり総合支援交付金
- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- 農山漁村振興交付金
- 持続的生産強化対策事業
- 林業・木材産業循環成長対策
- 浜の活力再生・成長促進交付金（被災施設整備等対策）